

## 第3委員会報告資料

福岡市美術館リニューアル事業に係る  
特定事業の選定について

平成27年3月  
経済観光文化局



## 福岡市美術館リニューアル事業に係る特定事業の選定について

### 1 特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、福岡市美術館リニューアル事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定する。

#### ※ 特定事業とは

公共施設等の整備等に関する事業で、PFI 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

#### (1) 定量的評価（財政負担額の評価）

従来手法で実施する場合と PFI 方式で実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した。

この結果、市の財政負担額は、PFI 方式で実施することにより、約 10%の縮減効果を見込むことができる。

#### (2) 定性的評価（サービス水準等の評価）

本事業において PFI 方式を用いた場合、次のような定性的な効果が期待できる。

##### ① 市と民間事業者の共働による美術館の魅力向上

美術品の収集・保存・展示・教育普及など美術館の根幹的な業務に高度な専門性を有する市と、広報・集客機能の充実のための知識・ノウハウ・サービス力を有する民間事業者が、共働して事業を実施することにより、これまでの取り組みをさらに向上させると同時に新たな取り組みを創出し、ソフト・ハード両面において美術館の魅力が向上することが期待できる。

##### ② 一括契約による効果的・効率的な事業の実施

美術館の設計、改修、工事監理、開館準備、維持管理、運営までを一括して民間事業者に任せることにより、維持管理及び運営を見越した改修計画の立案、維持管理及び運営に係る業務の包括的な実施が可能となるため、創意工夫の発揮や費用の最小化など効果的・効率的な事業の実施が期待できる。

### ③ 財政負担の平準化

市が自ら実施した場合は、改修工事完了時に初期投資費用の多くを一括して支出することになるのに対して、PFI 方式で行う場合は、美術館の設計、改修、工事監理等の業務に要する費用をサービス対価として、事業期間中に割賦払いすることから、財政負担を平準化することが可能になる。

### ④ リスク分担の明確化による安定した事業運営

市と事業者がそれぞれ適切なリスクを負担することにより、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての安定した事業運営や円滑な事業遂行が期待できる。

## (3) 客観的評価の結果

本事業は、PFI 方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において財政負担額の軽減が見込まれ、かつ定性的評価においても高い効果を期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することは適当であると認め、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

## 2 今後のスケジュール（予定）

27 年度	4 月 入札公告 8 月 入札及び提案審査書類の受付締切 10 月 落札者の決定・公表 2 月 事業契約の締結	
28 年度	9 月 閉館	設計・建設期間 (事業契約締結日～平成 30 年 9 月)
29 年度		開館準備期間 (平成 28 年 9 月～供用開始日)
30 年度	10 月 美術館の引渡し 3 月 リニューアルオープン（供用開始）	
31 年度～		維持管理・運営期間 (供用開始日～平成 46 年 3 月 31 日)

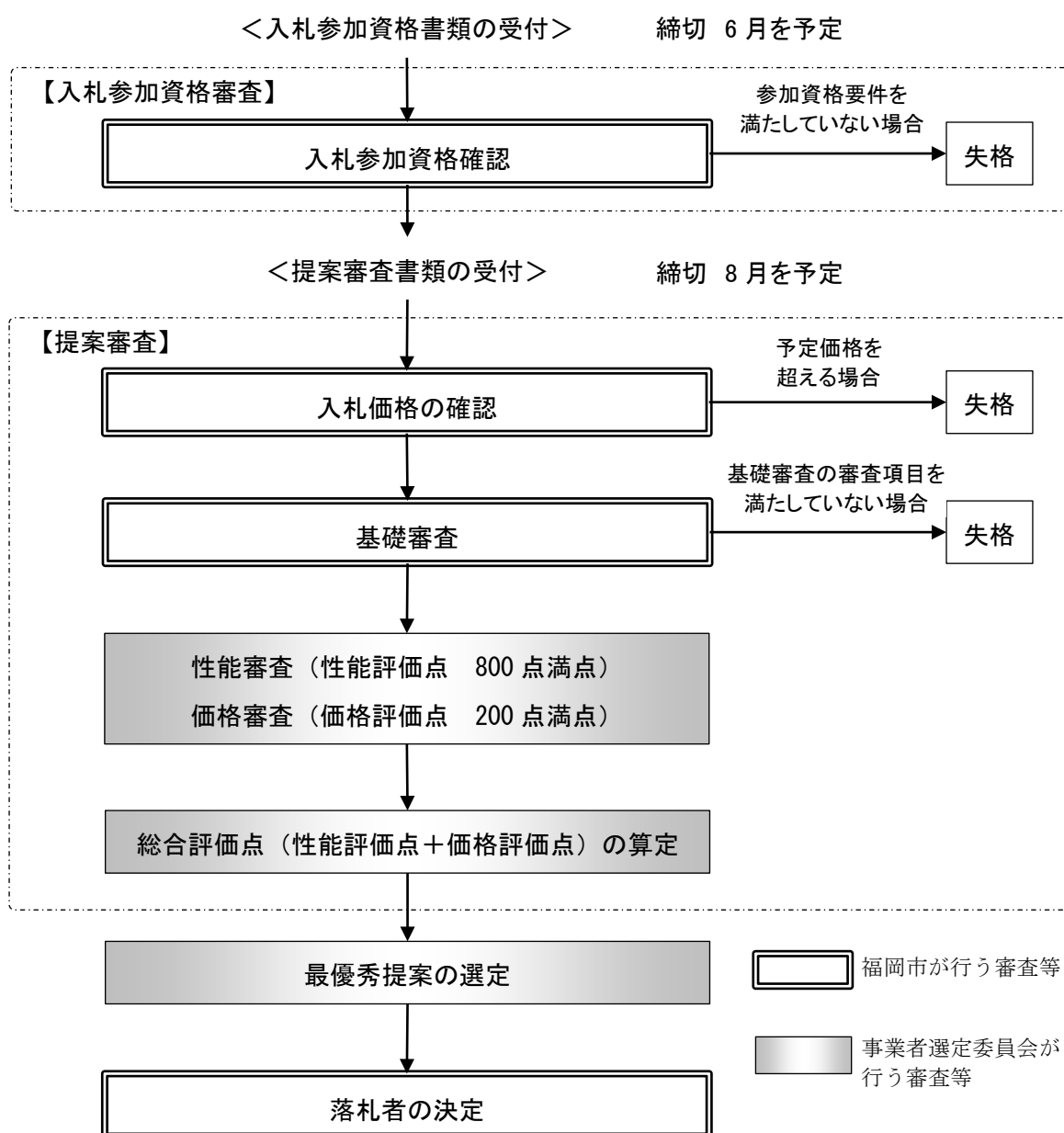
### 3 債務負担行為限度額（平成 28～45 年度）

総額 10,105,026 千円を限度とする事業費並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額相当額

### 4 落札者の決定方法について（案）

落札者の決定については、落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会において性能審査（800 点満点）と価格審査（200 点満点）による総合評価を行い、その結果を踏まえて市が落札者を決定する。

#### (1) 落札者決定の手順



(2) 性能審査 (800 点満点)

大項目	中項目
事業実施に関する項目 (165 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施にあたっての考え方</li> <li>○ 事業継続性の確保</li> <li>○ 地域経済・社会への貢献</li> <li>○ リスク想定と対策</li> <li>○ モニタリング</li> </ul>
設計・建設業務に関する項目 (255 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設計・建設業務の実施体制</li> <li>○ 前川建築の意匠継承</li> <li>○ 大規模改修への取り組み方針</li> <li>○ 施設外観の景観への配慮</li> <li>○ 美術館のアプローチにおける空間への配慮</li> <li>○ 施設特性を踏まえた内部仕上げへの配慮</li> <li>○ ユニバーサルデザインへの配慮</li> <li>○ 展示室整備への配慮</li> <li>○ 収蔵庫整備への配慮</li> <li>○ 講堂等の整備提案</li> <li>○ 機能的な諸室の配置計画</li> <li>○ 建築設備の機能・品質の適切さ</li> <li>○ ライフサイクルコストの縮減と省エネ対策の工夫</li> <li>○ 非常時の安全性の確保</li> <li>○ 建設時における安全確保、周辺環境への配慮</li> <li>○ 建設時における所蔵品等の管理・保存に対する配慮</li> <li>○ 建設時における屋外彫刻物等の管理に対する配慮</li> </ul>
開館準備業務に関する項目 (35 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休館中の施設の維持管理</li> <li>○ リニューアルに関する広報活動</li> <li>○ 収蔵品等情報システムの魅力</li> <li>○ ブランディングに対する取組</li> </ul>
維持管理業務に関する項目 (50 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物等の機能・性能の保持</li> <li>○ 空気調和設備の運転監視</li> <li>○ セキュリティ確保の取組</li> <li>○ 利用者の快適性の確保</li> <li>○ 環境衛生管理の取組</li> </ul>
運営業務に関する項目 (275 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施体制と人材</li> <li>○ 利用者対応の取組</li> <li>○ 施設の貸出における取組</li> <li>○ 特別企画展における取組</li> <li>○ 集客のための取組</li> <li>○ ミュージアムショップの魅力</li> <li>○ ミュージアムショップの収支計画</li> <li>○ オリジナルグッズ開発</li> <li>○ 飲食施設の魅力</li> <li>○ 開館時間</li> <li>○ 意見・要望・苦情等への対応</li> <li>○ 常設展示における取組</li> <li>○ 広報における取組</li> <li>○ 飲食施設の収支計画</li> </ul>
その他 (20 点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案全般に係る評価</li> </ul>

(3) 価格審査 (200 点満点)

$$\text{価格点} = 200 \text{ 点} \times \frac{\text{提案のうち最も低いサービス対価の総額}}{\text{当該入札参加者の提示するサービス対価の総額}}$$